

氏名(本籍)	おお 谷 大 奨 (茨城県)
学位の種類	博士(教育学)
学位記番号	博乙第2643号
学位授与年月日	平成25年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	人間総合科学研究科
学位論文題目	戦前北海道における中等教育制度整備政策の研究 - 庁立学校の設置過程と北海道会 -
主査	筑波大学教授 教育学博士 窪田 眞 二
副査	筑波大学教授 博士(教育学) 手打 明 敏
副査	筑波大学教授 博士(教育学) 濱田 博 文
副査	筑波大学准教授 博士(教育学) 平田 諭 治
副査	筑波大学教授 博士(文学) 伊藤 純 郎

論文の内容の要旨

(目的)

本研究は1901(明治34)年に発足した北海道会における議論を主たる手がかりとして、戦前の北海道における中等教育機関の整備過程を検討することを通じ、当時複線型中等教育制度を構成していた諸学校が、どのように関わり合いながら設立されていったのかを総体的に把握するとともに、その大半が府県立(本研究では北海道庁立)という設置形態をとったにも関わらず、実際には新設費用の多くが地元負担によって賄われていたことに着目し、なぜ庁立施設に地元の財産が宛がわれるようになったのか、その行為が自明視されてゆくことを支えていたものは何であったのかを(そのような設置者と費用負担者の齟齬が孕む今日的問題も射程に置きつつ)考察しようとするものである。

(対象と方法)

研究課題は第一に、北海道における中等教育機関の設立過程を検討することで、戦前の中等教育制度が複線型という枠組みの中で、諸学校間のどのような異同に注意が払われながら整備されていったのかを考察することとしている。第二に、道府県が設置者である中等教育機関の設立になぜ市町村が設置費用を負担するという形で関わることになり、それが常態化していったのか、そのプロセスを解明すること、そして第三に、この地元負担を支えたメンタリティとしての「庁立(県立)志向」の析出を試みることにしている。

本研究では、主として北海道会において交わされる道庁当局者と北海道会議員の議論やその発言の背景を検討することにより、上記諸課題の解明を試みる。方法としては、1901年の第1回通常会から1945(昭和20)年の第45回通常会までの『北海道会議事速記録』を中心とし、議会内外の動向を報じている新聞記事にも着目し、全道的な立場にあった『北海タイムス』のほか、道内有力地域の地方紙であった『小樽新聞』『函館新聞』『函館毎日新聞』『釧路新聞』なども活用して検討している。

(結果)

本研究の成果としては、①戦前の地方議会における中等教育政策論議を通覧することにより、中等教育機関の設立が地方利益として認識されることで、複線型を構成する諸学校それぞれの獲得よりも、庁立学校の

誘致それ自体が目的となっていくプロセスを明らかにしたこと、②総花的に中等教育機関が設置されるなかで、設立費用の地元負担が常態化し、学校設置者と費用負担者が噛み合わなくなってゆくプロセスを解明したこと、そして、③地元負担を支えた「庁立志向」を指摘するとともにその構造について明らかにしたことである。

(考察)

以上の研究成果について、以下のように考察された。

①の成果については、当初こそ、複線型中等教育制度を念頭に置いた普通教育と実業教育の優先問題が活発に論議され、また道庁は設置費用の支出を調整することで中学校や高等女学校よりも実業学校の設置を急ごうとしたが、慢性的な財政難も手伝い、中等教育機関は、先導的な計画によってではなく、各地からの学校設置要求に対応するための均霑主義によって総花的に増設が進められていくことになった。この中で、複線型を背景とした当初の普通教育と実業教育の優先論議は後退し、代わってこれらの学校を総体的に論じるために、中等学校という用語が一般的となっていった。②については、道庁は当初、実業教育機関は地方費で賄い、普通教育機関の設置費は地元負担させることによって実業教育の優先を図ろうとしたが、次第にいくつかの中等教育機関の新設が一括して検討されていくなかで、費用負担に関する普通教育機関と実業教育機関の当初の峻別が曖昧となってゆき、実業学校の設置にも地元負担が求められるはじめる。これにより庁立学校全般が地元負担の対象となり、さらにこれが前例として積み重ねられることにより、地元負担を伴わずに庁立学校が設立されることは権衡上望ましくない、という逆転ないし倒錯した状況を生み出すことになった。最終的にこの地元負担は、市町村立の中等教育機関を北海道に移管して庁立学校を獲得する、という方法にまで発展することとなった。③については、道会初期には、補助金を受けて地方立の高等女学校を建てるよりも道庁に設置費用を寄付してまで「信用」のある庁立学校の設置を求めた函館の事例があり、大正期では町立のままでは質の高い教師や生徒が集まらなると移管を急いだ中学校が現れた。さらに昭和戦前期には、町村立高等女学校を積極的に庁立へ移管しようとする努力が確認された。この背景には庁立学校の方が信用があり格が上であるという認識がある。それゆえ庁立移管はしばしば「昇格」と表現されることになる。「庁立志向」とはより格が高いと考える学校を自分たちの地域に設立させようとする心情であり、そのためには経済的負担をも厭わない性向である。

審 査 の 結 果 の 要 旨

学校種別の研究ではなく、中等教育を担う学校種を超えて包括的に検討対象としたことは高く評価できるが、更に社会的及び政治的視点を含めることにより研究が立体的になると思われ、中等学校設置に当たって、初等教育や高等教育に対する地域のニーズなどを加味することを検討することが求められる。また、設置者と費用負担の齟齬の問題を始め、非義務教育機関を誰が担うのかという根本的な問いについて、さらなる検討が期待される。

本研究は、中等教育制度の整備過程について、長いスパンにわたって丹念に研究したことが最も高く評価された点である。とりわけ、北海道会議事速記録を史料として検討したことは、本研究のオリジナリティといえることができる。

以上の成果は、教育制度学研究にとって高い価値のある成果であると判断する。

平成 25 年 2 月 6 日、博士（教育学）学位論文審査委員会において審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士（教育学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。